

大会決議

第29回全国中途失聴者・難聴者福祉大会 in 函館・北海道

1. 全般

令和7年の幕開けにあたり、平穏であることの尊さを実感された方が多かったのではなかろうか。去年の令和6年元日に奥能登地方で震度7の地震が発生し、現在も復旧作業は継続中である。一方、南海トラフ地震はマグニチュード8~9クラスの地震が30年以内に発生する確率が、70~80%といわれている。聴覚障害を含む障害者や家族にとって、災害時の避難生活は過ごしやすく、健康を損なう状況にあることが明らかになった。私たちは、障害特性により情報を得にくいことや、周りの人に自分の聞こえの状態を伝えられないことが多々あり、身近なところからの「中途失聴・難聴者の困り事」を全難聴として社会に向けて発信していくことが重要になっている。

我が国では、障害者団体の強い働きかけで、2014年に「障害者の権利に関する条約」を批准し、「障害者差別解消法」や「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の成立・施行、関連法の見直しによる改正等を経て、2022年8月には国連障害者権利委員会と日本政府による最初の建設的対話(日本審査)が実施された。同年9月には国連による総括所見(勧告)が出され、この総括所見は、障害者施策の推進を図るだけでなく、障害者を取り巻く社会を考える上においても大切である。

全難聴は日本障害フォーラム(JDF)の傘下団体として、障害基本法の改正試案への取り組みや、障害者権利条約の内容及び総括所見を踏まえて障害者基本計画が作成されることが肝要であり、政府に対して、法改正の検討を行うことを要望していきたい。

近年は全難聴福祉大会の大会決議文の冒頭に「デシベルダウン運動の推進」を位置付けている。現行の身体障害者福祉法による聴覚障害認定基準は、国際的基準からみても通常の生活実態とはかけ離れており、国際的なレベルに改正することは、我々にとっての積年の悲願となっている。

これまで毎年、国へ障害者手帳を取得するレベルに届かない難聴者(聞こえに関して何らかの困りごとを抱えている人)に光を当て、補聴器購入費用に関する助成制度や就労等に伴うサポート体制の充実により、誰もが社会の中で生き生きと暮らしていくことの重要性を訴えてきた。

デシベルダウン政策の実現で国の財政的負担が重くなるとはいえ、今まで福祉の恩恵に与ることができなかった「聞こえにくい人」たちによる生産能力(社会への貢献度)がアップする可能性があることも考慮すべきで、国会議員や難聴関連施策の実現に取り組んでいる議員連盟への要望を通じて、法改正への機運を高めたい。

内閣府が主催する障害者政策委員会に全難聴から委員を派遣し、障害者基本法の改正を通じて間接的な働きかけを行うとともに、JDFが作成する報告案にもデシベルダウンが盛り込まれるよう、より具体化を図っていきたい。

青少年に対する聴覚補償は、将来の社会を背負って立つ人材育成という観点からも重要な問

題である。補聴器購入費用に関する助成制度は全国の各地方自治体において拡大・拡充の傾向にあるが、国における抜本的な制度改革が必要であり、補聴器や人工内耳の関連団体とも情報共有を図りながら、今後も継続して要望活動を推進したい。

今後も中途失聴・難聴者の声を拾いながら諸施策の実現に繋げていくため、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の趣旨を踏まえた新たな展開への対応を前提として、大会決議を以下のとおり提案する。

2. 対外的課題とその対応

① 障害者施策の全般的な動向

障害者があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要である。障害者による情報の取得利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するため、令和4年5月の国会において「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が成立した。

この法律の基本理念として、①情報取得・意思疎通手段の個別性の尊重、②情報の地域格差の解消、③情報の平等性・同時性の確保、④デジタルリテラシーの涵養の4点が掲げられている。障害者基本計画の達成状況を踏まえ、法の見直しなど必要な措置を講ずることが、今後における政府の課題となっており、全難聴としても注視していく。

2022年6月には「障害者総合支援法改正施行後3年の見直しについて」の報告書が取りまとめられた。意思疎通支援分野で地域格差等の課題を解決するため、障害種別や障害特性等を考慮しつつ、ICTの利活用促進や意思疎通支援従事者の確保などの取り組みを検討する必要があるとして、手話通訳や要約筆記の養成カリキュラム等についても触れられている。

2024年4月に施行された「改正障害者差別解消法」では、事業者による合理的配慮の提供が法的義務となった。合理的配慮における「過重な負担」や「環境整備」に関する考え方、国及び地方公共団体の役割分担並びに連携・協力に向けた取り組み等について検討が加えられており、私たちは法の趣旨が的確に運営されているかどうか、常に見極めつつ検証していく。

障害者権利条約履行に対する第1回日本政府報告に対する国連障害者権利委員会の審査が2022年8月にスイスのジュネーブで開催され、建設的会話を経て9月9日には日本における条約の実施状況に関する評価として、勧告(総括所見)が発表された。

この時、全難聴は日本障害フォーラムの対日審査傍聴団に参加し、デシベルダウンの関連等についてロビー活動を展開した。障害者資格・認定制度を含め、障害に関する医学モデルの要素を排除するために法律および規則を見直すよう勧告がなされた。また、障害者差別解消法において救済の手続きが確立されていないこと、社会の全てにおいてインクルージョンは重要な課題であるにかかわらず、合理的配慮のための法的な基盤がないこと、手話が法的言語として認知されていないことなどが指摘された。ウェブサイトやテレビ、メディアなど公衆に提供される情報のアクセシビリティを確保するため、あらゆるレベルで法的拘束力のある情報通信基準を策定することや、アクセシブルなコミュニケーション様式の開発、促進、利用のため十分な資金を割り当てることの

必要性にも触れている。

全難聴も参画している障害者政策委員会では、障害者基本計画(第5次)の検討が進められており、今年度も、全難聴は省庁ヒアリングでの意見提出やJDF やコミュニケーション関係4団体連絡会などの議論への参加を継続する。労働・教育・医療・情報コミュニケーションなど関係する分野に積極的な意見表明を行っていきたい。

2024年7月初旬、最高裁判所大法廷は、優生保護法(1948~1996年)の下で、障害者が不妊手術を強制されたのは憲法違反であり、立法時点で違憲だったとし、国に賠償を命じる判決を言い渡した。

判決のポイントとして、①個人の尊厳を定めた憲法13条と法の下の平等を定めた14条に反しており、国会の立法行為は違法だったこと ②除斥期間(20年)の適用は除斥期間を過ぎていたからと言って国が損害賠償責任を免れることは著しく正義・公平の理念に反し、到底容認できること ③国が旧法を通じて社会に障害者を差別する優生思想を広げ、被害者が訴えられない状況を作った差別を解消する責任があることなどがあげられた。

JDFは、この判決を勝ち取るために、長きにわたり厳しい闘いを続けてこられた原告、それを支援する弁護団、優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会をはじめとする関係者に心より敬意を表するとともに、「今後、誰もが差別されない社会を作っていくための新たな出発点となる」との声明を出した。

一方、全難聴にとって、この裁判を通じて一つの問題点が浮き彫りとなった。大法廷にて傍聴人向けの手話通訳者が公費派遣されたものの、要約筆記者は用意されなかった。全難聴は全要研と連名で最高裁宛て「聞こえない・聞こえにくい人の裁判傍聴における情報保障についての要望書(緊急)」を提出し、要約筆記についても公費派遣を行うよう要望した。

② 意思疎通支援事業分野の課題

長引く新型コロナウイルス感染拡大の影響で、意思疎通支援事業分野では、昨年度と同様の多くの課題が今年度に持ち越された。

2022年に、厚生労働省は、意思疎通支援事業の遠隔手話通訳等に要約筆記を含めることを全国自治体に通知した。それを受け、全国各地で遠隔要約筆記利用が広がりつつあるが、各地の制度利用に地域差がある。全難聴は今年1月に要約筆記事業研修会を開催し、遠隔での要約筆記利用理解の統一、地域格差の解消、遠隔要約筆記利用の障害者総合支援法意思疎通支援事業での位置付けを障害者差別解消法における合理的配慮の観点を絡めて再確認した。これを踏まえて、全国の自治体において遠隔要約筆記利用が事業化・予算化されるよう、全難聴・加盟協会一体となった活動を強化することを今年度の意思疎通支援事業分野の活動目標としていきたい。

厚労省社会保障審議会障害者部会での障害者総合支援法の改正議論では、意思疎通支援事業の個人給付化が論点として挙げられている。これに対して、全難聴は複数の人の集まり・会議で

の要約筆記利用が障害者総合支援法においては制度化されておらず、自治体において実施要綱を設けて利用の道を広げている現状の解決が優先課題であることを主張した。私たちは、団体利用の制度化についての加盟協会の理解を共通し、今後の障害者総合支援法改正において、その規定を盛り込む取り組みを更に強化したい。

全難聴は国際協力機構から受託したプロジェクト(2022 年度より3年間ネパール国で意思疎通支援システムの構築を支援するプロジェクト)を終了した。本プロジェクトは難聴を含む全てのコミュニケーション弱者を対象とし、得られた成果を今後の日本における意思疎通支援システムの進化につなげたい。

③ 医療・療育分野での課題

2022年度より「新生児聴覚スクリーニングの公費助成」や「聴覚障害児支援中核機能モデル事業」の継続、2021年3月には世界保健機関(WHO)による『World Report on Hearing』の発表、同年9月には「小児人工内耳前後の療育ガイドライン 2021年版」の公表。このように、聞こえの問題を医療、療育、社会生活に位置付けて捉える流れが定着してきており、それを受け厚生労働省は 2022 年2月に「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」を発表し、法制化の動きを加速している。

医療機器としての補聴器購入への公費助成については、地方分権型政治の影響で各市区町村の方針や財政状況に委ねられているが、今では大半の自治体が、聴覚障害に関する身体障害者手帳の交付を受けることが出来ない 18 歳未満の者を対象とした支援を行っている。

一方、高齢者で身体障害者手帳の交付を受けることが出来ない層に対する支援に関しては、地域格差が顕著にあり、成人・高齢者に対する聞こえの健康管理、認知症と難聴などの課題は依然として手付かずの状態が続いていることが課題である。

聴覚障害認定基準(デシベルダウン)を見直すことによって、障害者総合支援法の「補装具制度」による補聴器利用者を拡大すること、自己負担で補聴器購入を強いられている難聴者に対する公費助成の拡大は悲願でもあり、その意味で、全難聴が数年来進めている「きこえの健康支援構想」をさらに前進させることが重要課題である。構想の実現に向けての必要な行動を更に理事会で議論していきたい。

また、前述の障害者権利に条約に関する日本政府報告に対する国連障害者権利委員会の審査では、条約の「一般原則」の勧告には、「機能障害の種類にかかわらずすべての障害者が、社会における平等な機会および完全な社会参加に必要な支援を地域社会で受けられるように、障害者資格・認定制度を含め、障害に関する医学モデルの要素を排除するために、法律および規則を見直すこと」との指摘がなされている。全難聴の障害認定の見直し、デシベルダウンの主張を評価したものであり、国際的な障害認定からかけ離れた現在の身体障害者福祉法の規定は大きな批判にさらされたと考える。

保健・医療の分野においては、一昨年の世界保健機関(WHO)のヒアリングレポートに引き続いて、(一社)日本補聴器工業会が「JapanTrak 2022 調査報告」を発表しているが、いずれも聴覚障害の実態とその課題を保健・医療の面から詳しく分析したものであり、上述の勧告と併せて、

私たち全難聴の活動を外部から支える貴重な取り組みとなっている。

④ 情報アクセス分野での課題

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」では、障害の種類や程度に応じた手段を選択できるようにすること、住んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができること、障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できること、高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用等について推進していくことなどが謳われている。

「障害者による情報取得等に資する機器等の開発及び普及の促進並びに質の向上に関する協議の場」という名称の会議が定期的に開催されており、全難聴も構成員として参画している。

テレビジョン放送における情報アクセス機会の均等化を実現するため、字幕番組や生放送番組への字幕付与設備の整備費に対する官民挙げての投資が進んでおり、全難聴においても聴覚障害者向けテレビジョン放送の更なる普及促進に向け、要望活動を展開していきたい。

近年に事業開始された「電話リレーサービス」は、全難聴が2019-2020年に実施した「文字付き電話の可能性と課題」の流れを受け機能改善の研究が進められた。その結果、実施主体である一般財団法人日本財団電話リレーサービスによって、オペレーターによる入力と音声認識併用による文字表示電話の開発が進み、中途失聴・難聴者向けに「自分の声を相手に伝え、相手の声を文字で読むことができるサービ」が実現。『ヨメテル』のネーミングのもと今年1月に供用開始された。今後も使い勝手の良さを目指し、「電話リレーサービス」の機能強化が進むことが期待される。

⑤ 耳マークの普及・啓発での課題

1975年に「耳マーク」が制定されてから、2025年で50周年を迎える。「耳マーク」は聞こえない・聞こえにくいために様々な生活の場で苦悩を味わっている難聴者が考案したもので、聞こえの向上・保障を求めていく積極的な生き方を象徴している。コミュニケーションの円滑化、聴覚障害に対する理解を深めながら共生社会の実現に貢献しており、近年は、スーパーやコンビニなどの聴覚障害者向け指差しシートの中で採用されるなど、日常生活に欠かせない重要なメッセージとして、非常に多くの場で活用されている。しかしながら、「耳マーク」の社会的認知度はまだまだであり、「耳マーク」のより一層の普及をはかり、中途失聴者・難聴者の社会参加の促進に努めたい。

1. 身体障害者福祉法の聴覚障害認定基準を国際的なレベルにしてください。

(デシベルダウン運動)

現行の聴覚障害認定基準は、国際的基準からみても通常の生活実態とは、かけ離れており、手帳ありきの福祉法では、中等度軽度難聴者への配慮がほとんどなく苦労しています。

日本聴覚医学会では、25dB以上40dB未満を軽度難聴、40dB以上70dB未満を中等度難聴と分類していますが、総合支援法では平均聴力レベル70dB以上を身体障害者手帳の交付基準としている現状にあります。

特に幼少・学齢時の言語獲得期にある幼児・児童・生徒の聴覚補償は将来の社会を背負って立つ

人材育成という観点からも重要な問題であり、この問題の重要性を認識した地方自治体では、学齢期に達した軽・中等度難聴児への補聴器交付や補聴援助システム機器の貸与等を、条例により実施しています。

また、急速な高齢社会の到来は、聞こえの障害を自覚できない高齢者（加齢性難聴）の著しい増加をもたらしており、認知症のリスクを防ぐ意味で高齢者を福祉サービスの対象とすることも重要な課題です。

このような現状を踏まえ、身体障害者福祉法別表の聴覚障害認定基準を早急に国際基準に合うように、生活上の困難度も加味した改定を求めます。

2. 難聴者・中途失聴者の完全参加と平等を保障してください。

2024年4月より「改正 障害者総合支援法」が施行されました。全難聴は、障害者権利条約に基づく障害者基本法、障害者総合支援法、障害者差別解消法について、完全な法令順守を求めます。その取り組みを更に前進させるために国レベル、全国の都道府県、市町村レベルの各種福祉政策決定の場に、私たち難聴者・中途失聴者の参画を求めます。

当事者の参画を保障した「私たち抜きに、私たちのことを決めないで！」という権利条約採択時の精神に基づき国、地域自治体が当事者の参加のもとに施策を進めることを求めます。

3. 社会のあらゆる分野で情報・コミュニケーションの保障を進めてください。

放送・通信、労働、教育、司法、選挙、交通、防災、文化・スポーツ等、社会のあらゆる分野で難聴者・中途失聴者の情報保障、コミュニケーション支援を求めます。

国や地方自治体がIT技術等を活用するにあたって、障害者権利条約の規定を受けて、インクルーシブ社会、情報バリアフリーを実現する環境整備と合理的配慮を求めます。各種補聴

援助システム機器の整備、光・振動等信号装置、字幕とリアルタイム文字の表示、要約筆記などの意思疎通支援、音声認識機器等の活用による視覚情報、電話リレーサービス、遠隔通訳など必要な場における適切な対応が図れる施策を求めます。

また、公共交通機関の運行情報や公共施設における文字表出や補聴環境、教育の場での情報保障、娯楽施設、文化施設での文字による情報提供と補聴援助システムの整備や設置を求めます。

4. 難聴者・中途失聴者に対する福祉サービスの抜本的な拡充を求めます。

(1)当事者の希望する補聴器の交付と補聴援助システムの新規交付事業を開始してください。

現在耳かけ型を基本とした交付が実施されていますが、両耳装用や耳穴形の装用も本人の希望に沿った交付が必要です。障害者総合支援法で給付されるデジタル補聴器も基本構造以外のハウリング抑制機能や周波数圧縮変換機能も必要です。補聴器や人工内耳では、音源から離れたところでの聴取は困難が増大するため、それを補うFM補聴器等の補聴援助システムの給付の拡大を求めます。また、交付判定にあたっては障害等級による制限を緩和し、必要性、有効性を判定の基準とするよう求めます。

近年は、身体障害者手帳の交付を受けていない高齢者への福祉対策として、何らかの形で補

聴器の給付事業を実施している地方自治体が増えてきておりますが、助成額等で地域間格差が生じています。国民の間で不公平感が高まらないよう、国が主導して制度化していくことを求めます。

(2)人工内耳体外機器更新、電池購入の公費補助を全国一律に実現してください。

人工内耳埋め込み手術が日本で開始されてから39年、保険適用から30年が経過しました。人工内耳体外機器更新、電池購入に公費補助をする自治体が増えています。しかしながら、補助の内容で地域格差が大きいのが現状です。全国一律の制度が構築されるよう求めます。

(3)難聴者・中途失聴者の聴能訓練、筆談、手話、読話等のコミュニケーション手段の学習、生活訓練等の事業化を推進してください。

ことしの6月に「手話施策推進法」が施行されましたが、その中で「国及び地方公共団体は、音声言語を習得した後に音声言語による意思疎通を行う上での困難を有することとなった者に、手話を学習することができる機会の提供その他の手話の習得の支援のために必要な施策を講ずるものとする。」ことが明記されました。この法律の趣旨に沿って中途失聴・難聴者に合った手話を中途失聴・難聴者に合った方法で学習できる場の公的な整備を進めて下さい。

難聴者の自立には、補聴器装用訓練や情報保障手段の学習や習得など新たなコミュニケーション手段を学ぶ場が必要です。また、難聴者にとって集団としての交流は、社会参加の上で重要な生活訓練としての意義、意味があります。

中途失聴者の日常生活訓練の場、学習の場の確保ができるよう、事業の運営にあたっては、障害当事者・団体の運営や関与が必要です。当事者目線・視点に立った事業としてください。

5. 耳マークのより一層の普及を

1975年に「耳マーク」が制定されてから、2025年で50周年を迎えます。「耳マーク」は聞こえない・聞こえにくいために様々な生活の場で苦悩を味わっている難聴者が考案したもので、聞こえの向上・保障を求めていく積極的な生き方を象徴しております。そして、「筆談などによる支援」は耳マークに添える重要なメッセージとして非常に多くの場で活用されています。

全難聴は「耳マーク」の目的とこれまでの普及の歴史を改めて振り返り、より一層の「耳マーク」の普及を通じて、中途失聴者・難聴者の社会参加の促進に努めてまいります。一層のご理解・ご支援を望みます。

6. きこえの健康支援センターの実現を推進してください。

聴覚補償の推進を医療、福祉の両面から制度化し、医療、福祉、就労、教育など総合的な支援が受けられるセンターを実現してください。

全国に聞こえに不自由な方は1,900万人に及び、そのうち900万人ほどが何らかの支援、サポートを必要としています。しかしながらこれに関わる社会的資源は分散しており、有機的な機能を果たせる機関が存在していません。

聴覚補償の推進には聴覚(補聴器)外来と補聴器給付事業のように医療と福祉のサービスや社会・成人教育、就労・教育を含めた分野との一体的・一元的な連携が図れる施設が必要です。また、聴覚障害者の情報・コミュニケーション手段に関する総合的対応ができる施設が必要です。よってこれらの機能を担う「きこえの健康支援センター」の実現を求めます。

7. 要約筆記者の養成、派遣事業に関わる事業の継続と充実を求める

(1)要約筆記者指導者養成事業を継続してください。

要約筆記は、意思疎通を支援する通訳として法定化され、2006年から要約筆記者の派遣が市町村の必須事業となり、2013年からは、都道府県等での養成が必須事業になりました。

この事業の担い手を養成する「要約筆記者指導者養成研修」は、2011年から開催されています。要約筆記者は、高齢社会においても欠かせない社会資源であることから、指導者養成研修事業と現任の要約筆記者のレベルアップをはかる事業の継続と充実を求める

(2)要約筆記者の派遣対象の拡大、範囲の拡大を求める

①障害者総合支援法下での都道府県・区市町村実施要綱に、当事者団体への手話通訳

要約筆記者派遣を明記することを求める。複数の同障者のコミュニケーションにとって、なくてはならない要約筆記者公費派遣の実施の更なる推進を求める

②職場への要約筆記者派遣について、雇用主の経済的負担を勘案した通訳派遣ができるよう介助者助成金や福祉制度での拡充・継続を求める

③聴覚障害者が社会人入学として高等教育機関に学ぶ方が増えています。高齢社会にあって、社会貢献、高い向学心を持つ中高年の方も多くなりました。このような場面で情報保障の配慮が受けられないことは差別にあたります。高等教育機関や社会教育の場で当事者が選択するコミュニケーション手段、通訳手段に応じた福祉サービスが受けられるよう求める

④全国の自治体において遠隔要約筆記利用の事業化・予算化を求める

(3)要約筆記者派遣事業における、都道府県、市町村間を超えた派遣事業の実施を求める

障害者総合支援法での通訳派遣は地域で、また広域で福祉サービスを受けられるということになっていますが、都道府県内外でいつでも、どこでも、必要な場に要約筆記者の派遣ができ、私たちの権利が守られることが必要です。都道府県、政令市等での広域的な派遣事業を推進してください。

また、全国規模の団体への会議・集まりへの要約筆記者の派遣を実現する仕組みを作るよう求める

8. 当事者団体の国際活動への参画に対する国からの支援を求める

国連障害者権利条約(障害者の権利に関する条約)の実践のため、国連や ESCAP 主導で第3次アジア太平洋障害者の十年行動計画(2013~2022年)や持続可能な開発目標 SDGs(2016~2030年)が策定されました。しかし、アジアでは実践に必要な全国レベルの難聴当事者の組織を持つ国が少ないのが現状です。そこで全難聴は、アジアを代表して難聴当事者の全

国組織設立や難聴者の権利の啓発活動を支援していきます。そのためにも、JICA など国家レベルでの活動支援を強く求めます。

9. 難聴者・中途失聴者の雇用促進と職場環境の改善を求めます。

難聴者・中途失聴者が安心して自分らしく働き続けられる職場環境の整備は、経済的自立と社会参加の促進ならびに自己実現の確立に不可欠です。そして、その整備を進めることは、障害の有無にかかわらず誰もが住みやすい共生社会の実現に資する社会貢献にもつながります。

しかしながら、平成 28 年4月に改正障害者雇用促進法が施行され、雇用分野における障害者差別の禁止および合理的配慮の提供が義務化された現在においても、会議や研修におけるリアルタイム字幕・要約筆記の導入、マイクや補聴援助システムの活用、緊急時の視覚的情報提供など、必要な情報保障が十分に行われていない職場が依然として多く存在します。

とりわけ、軽度・中度難聴者は制度や支援の対象から漏れやすく、困難を抱えながら働いている実態があります。本人が安心して聞こえの状況を開示し、必要な配慮を求めることができる職場における心理的安全性の確保も重要な課題です。

国および地方自治体、企業におかれでは、障害者雇用促進法に基づく雇用計画や、自治体の労働政策会議等における就労施策の立案段階から、当事者が参画できる仕組みを構築し、現場の実態とニーズを反映した職場環境づくりを進めてください。また、企業規模に応じた支援策や助成金制度の活用を推進するとともに、とくに中小企業においても合理的配慮および情報保障が確実に提供されるよう意思疎通支援制度の強化を求めます。

全難聴は今後、全国の職場における合理的配慮及び支援の事例を収集・共有し、報告書の作成、ウェブでの発信、シンポジウム等を通じて広く周知を図ってまいります。そして、軽度・中度難聴者を含むすべての聴覚障害者が働きやすい環境の整備に向けて国・自治体・企業に対して強く要請します。

10. 組織強化に結び付けられる事業の拡大に、最大限の支援と助力をお願いします。

組織離れば時代の趨勢(すうせい)ではありますが、高齢社会の中にあって、QOL の高い暮らしをするために大切なのはコミュニケーションです。難聴になればあらゆる人とのコミュニケーションに障害をもたらします。聴覚補償分野では当事者を取り巻く環境整備はほとんど進んでいないのが実状です。中途失聴者・難聴者に対する福祉の充実は、現在の日本にとって最大の課題であると認識しています。ハード面、ソフト面も含めた世界レベルの実現が可能となるよう最大限の支援を求めます。

以上 決議します。

2025年11月1日 第29回全国中途失聴者・難聴者福祉大会 in 函館・北海